（特定関係者の顧客との間の取引等）

第十二条　法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二第二号に規定する内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一　当該特定関係者の顧客との間で行う取引で、機構が、その営む業務の種類、規模及び信用度等に照らして当該特定関係者の顧客と同様であると認められる当該特定関係者の顧客以外の者との間で、当該特定関係者の顧客との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、機構に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の顧客が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその取引の条件にしているものに限る。）

二　当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が機構の取引の通常の条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三　何らの名義によってするかを問わず、法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法第十三条の二の規定による禁止を免れる取引又は行為

（国又は地方公共団体が経営を実質的に支配することができない法人等）

第十三条　株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号。以下「令」という。）第一条第三項第一号に規定する主務省令で定める割合は、三分の二とする。

2　令第一条第四項に規定する主務省令で定めるものは、国又は地方公共団体が会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「法人等」という。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該法人等とする。

（回収等停止要請の対象となる回収等）

第十四条　法第二十七条第一項に規定する債権の回収その他主務省令で定める債権者としての権利の行使は、対象事業者に対する債権の債権者として対象事業者に対し行う一切の裁判上又は裁判外の行為（流動性預金の拘束を含む。）のうち、次に掲げるものを除くものとする。

一　次項及び第三項（同項に規定する場合に限る。）に規定する債権の弁済の受領

二　対象事業者が当該関係金融機関等に対して有する預金その他の債権について他の債権者による仮差押え、保全差押え又は差押えがされた場合に行う相殺

三　対象事業者に対し約束手形、為替手形又は小切手（外国におけるこれらに類するものを含む。以下「手形等」という。）の割引を行った場合であって、当該手形等の不渡りがあったときにおける遡求権の行使又は当該割引に係る契約に基づく当該手形等の買戻請求権の行使

四　対象事業者に対する貸付けに関し、次に掲げる対象事業者による担保の提供があった場合の受入れ

イ　担保権の目的として供されている商業手形、売掛金債権等の全部又は一部の消滅に伴う同価値の担保の提供

ロ　担保権の目的である財産の譲渡のために担保権を抹消する目的で行う同価値の担保の提供

五　対象事業者が関係金融機関等に対し提供した担保について、その担保の設定が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第三条第二項に規定する動産譲渡登記又は同法第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは同法第十四条第一項に規定する質権設定登記により行われている場合における当該登記の存続期間の延長

六　前各号に類する行為であって、対象事業者の事業の再生を困難にするおそれがないと委員会が認めたもの

2　次に掲げる債権については、回収等停止要請によりその弁済の受領を妨げない。

一　約定利息

二　有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は為替予約取引に係る債権

三　対象事業者が商取引のために振り出した手形等のうち支払期日が到来したものに係る債権

四　関係金融機関等が行った輸入信用状の決済により直接発生する対象事業者に対する債権

五　対象事業者が関係金融機関等に対して支払う振込、口座振替、為替、手形代金取立て等のあらかじめ定められている事務手数料

3　次に掲げる債権については、法第二十五条第四項の規定により当該債権に係る回収等停止要請をする旨の決定を行ったときを除き、その弁済の受領を妨げない。

一　社債

二　次に掲げる契約に基づく貸付債権

イ　対象事業者が手形等を振り出した場合に、一定の極度額の限度内において当該関係金融機関等が立替払する旨が定められている契約

ロ　対象事業者に対する他の事業者による買掛金の一定期日における払込みをあらかじめ関係金融機関等が受託するとともに、対象事業者から当該他の事業者に対する売掛金債権を当該関係金融機関等が担保のため譲り受ける旨が定められている契約

4　第二項第二号の「有価証券関連デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同項第四号に掲げる取引に限る。）をいう。

5　第二項第二号の「金融等デリバティブ取引」とは、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。

6　第二項第二号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる取引（通貨に係るものに限る。）に該当するものを除く。）をいう。

（機構が決定を行ったときの公表事項）

第十五条　法第三十四条第一項に規定する主務省令で定める事項その他の機構が公表しなければならない事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　支援決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ　対象事業者の氏名又は名称

ロ　事業再生計画の概要

ハ　当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見

ニ　当該決定に係る事業所管大臣等の意見があったときは、その意見

ホ　買取申込み等期間

ヘ　回収等停止要請をしたかどうかの別

二　買取申込み等期間の延長の決定を行ったとき。　当該決定を行った旨及び次に掲げる事項

イ　対象事業者の氏名又は名称

ロ　延長した買取申込み等期間

ハ　当該延長した買取申込み等期間について回収等停止要請をしたかどうかの別

三　支援決定を撤回したとき。　当該撤回をした旨のほか、次に掲げる事項

イ　対象事業者の氏名又は名称

ロ　当該撤回の理由

四　買取決定等を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ　対象事業者の氏名又は名称

ロ　買取りに係る債権の元本額

ハ　信託の引受けに係る貸付債権の元本額

ニ　当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見

五　出資決定を行ったとき。　当該決定を行った旨のほか、次に掲げる事項

イ　対象事業者の氏名又は名称

ロ　出資額（債務の株式化等による場合は、現物出資された債権の元本額）

ハ　取得する株式又は持分の種類、数及びその割合

ニ　当該決定に係る主務大臣の意見があったときは、その意見